

兵庫県日本ロシア協会規約

(名 称)

第 1 条 本会は兵庫県日本ロシア協会（以下本会と称す）と呼び、事務所を神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-1 国際健康開発センター2F ひょうご国際プラザに置く。

(目 的)

第 2 条 本会の目的は、日本ユーラシア協会（旧日ソ協会）の兵庫県における組織として、ロシア連邦その他の旧ソ連諸国民との相互理解と親善を図り、世界平和に寄与するため、兵庫県下の実情に応じて活動することにある。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために必要な次の事業を行う。

1. 親善のためのパーティおよび懇親会の開催。
2. 各種使節の交換。
3. 文化交流・歴史・文化・生活の現実の研究と紹介、関係文化施設の設立と運営。
4. ロシア語その他民族語の普及と留学生の交換。
5. 経済交流に関する調査と斡旋。
6. 諸条約・協定の締結・改廃についての世論の喚起。
7. 機関紙（誌）その他出版物の発行。
8. その他本会の目的を達成するための事業。

(会 員)

第 4 条 本会の構成は、会の目的に賛成し、会費を納める個人会員と団体会員からなる。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名 本会を代表する。
2. 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故あるときはその代わりをする。
3. 理事長 1名 理事会で、会長・副会長・理事の中から選び、常時会務を掌握する。
4. 理 事 若干名 会長・副会長・理事長とともに理事会を組織し会務を審議・決定し執行する。
5. 事務局長 1名 理事長の掌握のもとに事務局を運営する。
6. 名誉会長 1名 必要によりおくことができる。
7. 顧 問 若干名 理事会の決定により会長が委嘱する。
8. 参 与 若干名 各分野の専門家・団体の代表等から選び、会の運営について助言・協力する。
9. 監 事 2名 本会の会計を監査する。また機関の会議に参加できる。
10. 役員任期は定期総会から定期総会までとする。

(機 関)

第 6 条 本会に次の機関を置く。

1. 総 会 本会の最高決議機関で、会長が年 1 回召集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
つぎの事項は総会で決める。
(イ) 年度活動計画および前年度活動報告。
(ロ) 予算および決算。
(ハ) 会長、副会長、理事、名誉会長、参与、監事の選出。
(ニ) 規約の改正。
2. 理 事 会 年 4 回以上理事長が召集し、総会から総会までの会務を審議し決定する。
3. 特別委員会 理事会は必要に応じて特別委員会をおくことができる。
4. 専門委員会 理事会は必要に応じて専門委員会をおくことができる。
5. 事 務 局 理事会の下に日常事務処理のための事務局を置く。事務局員は事務局長の命により、日常の業務を行う。

(組 織)

第 7 条

1. 班 地域・職場・学校などに会員が 5 名以上いる場合には班を作ることができる。
2. 支 部 地域・職場・学校などに会員が 10 名以上あれば理事会の承認をへて支部を作ることができる。支部はその活動を定期的に理事会に報告する。支部・班の規約は本規約に準じて決める。

(会 計)

第 8 条 本会の会計は、入会金・会費・事業収入で賄う。本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 9 条 入会金は 5 0 0 円とし、会費はつぎの通りとする。

1. 普通会員 1 年 5,000 円
(特別の理由ある時は、分割納付可とする。)
2. 学生会員 1 年 4,000 円
(特別の理由ある時は、分割納付可とする。)
3. 賛助会員 1 ヶ月 3,000 円以上
4. 団体会員 1 ヶ月 3,000 円以上

第 10 条 会費の中から支部は 1 名につき 6 5 0 円を、班は 1 名につき 8 0 0 円を協会に納入する。

第 11 条 会費未納が 1 年以上つづいた会員および本会の名誉を著しく傷つけた会員は、理事会に限り会員より除くことができる。

第 12 条 運営積立金を設け、その運営については、別に定める運営要領にも基づく。基金の取り崩しは理事会の承認を受ける。

(付 則)

この規約改正は1995年12月10日より施行する。

この規約改正は2009年7月25日より施行する。

この規約改正は2012年8月4日より施行する。